

平成25年度第2回刈谷市都市計画審議会議事録

1 日時及び場所

平成25年11月11日（月）午後1時30分～

刈谷市役所3階 防災会議室A、B

2 出席した委員

瀬口哲夫（会長）、太田宗一郎、神谷鏡治、深谷好洋、早川孝二、磯部友彦、清水行男、神谷昌宏、佐原充恭、前田秀文、新海真規、樫谷勝、本多雅一（代理）、横地鋭典（代理）、山口勝美、江坂美佐代

3 欠席した委員

永井雅彦

4 出席した関係職員

建設部長、都市整備部長、上下水道部長、都市整備対策監兼まちづくり推進課長、担当職員7名

5 議事

議案第1号 西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）

6 開会

（事務局）委員の皆様におかれましては、公私ともお忙しい中、お集まりいただき誠にありがとうございます。

定刻前ではございますが、皆さんお揃いになりましたので、ただいまから平成25年度第2回刈谷市都市計画審議会を開催させていただきます。

会議の開催にあたり、皆様へお願いでございます。携帯電話は電源を切っていたるか、マナーモードへの切り替えをお願いします。

今回の審議会から新たに委員になられた方のご紹介をさせていただきます。皆様のお手元の資料の2枚目に委員名簿がございますのでご参照ください。それでは、

お名前を申し上げますので、自席にてご起立のほどお願いいたしたいと存じます。

神谷昌宏様（よろしく申し上げます。）、佐原充恭様（よろしく申し上げます。）、前田秀文様（よろしく申し上げます。）、新海真規様（よろしく申し上げます。）、榎谷勝様（よろしく申し上げます。）

ありがとうございました。

この都市計画審議会の会議は、平成23年度から原則として公開しております。また、議事録につきましては、ホームページで公開いたしますので、よろしく申し上げます。

それでは、会議に先立ちまして、瀬口会長よりごあいさつをお願いします。

（瀬口会長）こんにちは。今日はまた寒い日となりました。フィリピンでは、台風の被害が大きいようですが、それにあわせて防災会議室で開催させていただくということで都市計画においても防災について考えていかななくてはならないということ暗に迫っていることだと思います。本日も議案が出ております。よろしく申し上げます。

（事務局）ありがとうございました。それでは、本日の会議の資料の確認をさせていただきます。お手元の資料をご覧ください。

本日の会議次第、先程ご覧いただいた委員名簿、それに事前にお渡しさせていただいております、今回の平成25年度第2回刈谷市都市計画審議会の議案書及び資料集です。お手元に無ければお知らせください。皆様よろしいでしょうか。

それでは議事に入らせていただきます。これより刈谷市都市計画審議会条例第7条第2項によりまして、会長が議長を務めることになっておりますので、議事進行を瀬口会長よりお願いいたします。

（瀬口会長）議事進行を務めさせていただきます。よろしくご協力をお願いします。永井雅彦委員より欠席の届け出があり、出席人数は16名で過半数に達していますので、刈谷市都市計画審議会条例第7条第3項により審議会は成立いたします。

また、刈谷市都市計画審議会議事要綱により、議事録署名者を神谷鏡治委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。後日、事務局から議事録を持って確認に行っていただきますので、よろしくお願ひいたします。それでは審議に入ります。

議案第1号西三河都市計画生産緑地地区の変更は、刈谷市決定案件ですので、当審議会の議を経まして、刈谷市の都市計画を決定するものです。それでは、議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）」について事務局より説明をお願いします。

（柘植課長）議案第1号「西三河都市計画生産緑地地区の変更（刈谷市決定）」について説明させていただきます。

議案の説明に入ります前に、生産緑地地区について簡単にご説明申し上げます。生産緑地地区は平成3年に改正されました生産緑地法に基づきまして、市街化区域内に存する農地等のうち、公害又は災害の防止、農林漁業と調和した都市環境の保全等良好な生活環境の確保に相当の効用があり、公共施設等の敷地の用に供する土地として適している土地で、一団地500㎡以上の農地等を対象に、平成4年12月4日付けで面積68.85haを刈谷市が都市計画決定をしております。それ以降におきましては、農業の主たる従事者の死亡や農業に従事することを不可能にさせる故障から生産緑地法第10条による買取り申出があり、同法第14条による生産緑地地区内における行為制限の解除がされたもの、および公共施設等の用に供したものについて、生産緑地地区の都市計画変更を行っております。

それでは、議案の説明をさせていただきます。お手元の議案書の1ページをお願いします。議案として付議します都市計画の変更内容は、現在の生産緑地地区の面積49.4haを、1.3ha減じた48.1haにするものであります。理由につきましては、2点の事由があり、いずれも平成24年度中に発生したものであります。1点目としまして、土地所有者から買取り申出があり、公共としての買取り希望の照会と、他の農業従事者へのあっせんを行いました。買取り希望がなく、行為制限が解除されたものであります。2点目としまして、行為制限の解除に伴い、生産緑地を一部除外することにより、面積要件を満たさなくなるものであります。

議案書の2ページの「生産緑地地区の変更箇所一覧表」をお願いします。

具体的な変更箇所につきましては、「生産緑地地区の変更箇所一覧表」の右側に記載します「箇所番号」にありますように、変更団地数は合計で10団地となっています。また、「箇所番号」のそれぞれの位置につきましては、資料集の「図面番号1 刈谷市生産緑地地区図」に記載しておりますので、あわせてご覧ください。変更の内容につきましては、行為制限解除に伴う面積の変更箇所であります。このうち、箇所番号6番は一部除外により、一団が分断され、面積要件不足となったものが含まれております。行為制限解除を理由とする変更の内、「一団を構成する筆」および「参考面積」の欄で、二重線にてすべて抹消してある箇所が全部除外とするもので、7団地の約0.8haであります。また、同様に「一団を構成する筆」の欄で二重線にて一部抹消され、かつ、「参考面積」の欄で面積が2段で表記してある箇所が一部除外とするもので、3団地の約0.5haであります。以上のことから、生産緑地地区から除外する面積は合わせて、約1.3haであります。

以上が、生産緑地地区の変更に関する具体的な内容です。参考としまして、議案書3ページの「生産緑地地区総括表」に、変更後における地区ごとの一団数および団構成全面積がありますので、ご参照ください。

なお、本案件につきまして、平成25年9月24日から平成25年10月8日までの間、公衆の縦覧に供しましたところ、縦覧者は1名で、意見書の提出はありませんでした。今後のスケジュールにつきましては、この都市計画審議会の議を経て、愛知県知事協議後、12月末までに都市計画変更の告示を予定しております。以上で説明を終わります。

(瀬口会長) ありがとうございます。ただいまの議案第1号の説明に対しまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

(新海委員) 制限解除とあるが、もう少し詳しい内容を教えていただきたい。

(柘植課長) 農業の主たる従事者が死亡したり、農業に従事することを不可能とさせる故障が生じた場合、買取りの申出ができます。死亡は戸籍謄本により確認しており、故障は医師の診断書において「農業に従事することが不可能である」という

記載により判断しております。

(新海委員) 2ページに10箇所とありますが、変更理由の内訳を教えてください。

(柘植課長) 議案書2ページの一覧表のうち、死亡4団地、故障6団地であります。

(新海委員) もう一つ。面積要件を満たさないということについてももう少し詳しく説明をお願いします。

(柘植課長) 複数人が所有している農地を一つのまとまり、つまり一団地として指定している場合において、一人の買取り申出により、残った土地の面積が500㎡以下になる場合によるものです。

(瀬口会長) ありがとうございます。他にございますでしょうか。

(磯部委員) 3ページの総括表に、一団地数0、団構成全面積0というのも多くあるが、この総括表はどのように見ればよいか。

(柘植課長) 団地数が0になっているところ、例えば地区番号17の稲場では、当初の段階では団地数が存在しておりましたが、前回の審議会までに解除となったものとなります。

(磯部委員) そういった意味で記録に残しておく必要があるか気になるころである。過去に解除があったものも現在の記録として必要であるか。

(柘植課長) 記載上では、そういったご指摘を受けますが、当初指定からの変更として整理をしているものです。

(磯部委員) 生産緑地の制度の今後の話が他のまちでも話題となっております、

冒頭にお話があったとおり20年前にできた制度であり、当初に指定されたものと30年の営農というものがあり、そろそろ30年経つ地区も出てくる。その30年経った後についてどのようにお考えか、検討はしているのか。

(柘植課長) 制度としては30年が経過すれば買い取りの申し出ができるかとされております。新たな国の方針も示されておりませんので、刈谷市としても国の動向を見ながら判断をしていこうと考えております。

(磯部委員) はい、結構です。

(瀬口会長) 他にはよろしいですか。

(磯部委員) 資料として、今回解除があったところしか記載がないが、できれば現存の地区と総括表があると今どれぐらい残っているかなどが分かったと思う。意見として申し上げます。

(瀬口会長) 生産緑地を指定してから、解除されていく過程は出そうと思えば出てくるものですか。デジタルデータとして出せるのでしょうか。

(柘植課長) 紙ベースでは記録しておりますが、デジタルデータとしてはありません。

(瀬口会長) 場合によってはデジタル化してあると整理ができてよいと思います。

(瀬口会長) 他にはよろしいでしょうか。

(瀬口会長) それでは採決をとらせていただきます。議案第1号につきまして、原案どおり決定してよろしいか。

【異議なし】

(瀬口会長) ありがとうございました。ご異議ないものと認めまして、議案第1号は原案どおり決定いたします。

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様におかれましては、ご意見をいただきありがとうございました。

事務局から何かありますか。

(事務局) 平成25年度の都市計画審議会は、今回をもちまして最後となります。

ご協力ありがとうございました。

(瀬口会長) これをもちまして、平成25年度第2回刈谷市都市計画審議会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。